

# 住居確保給付金 (転居費用補助) のしおり

家計を改善するために転居をご検討されている方へ  
～ 制度のご案内 ～

南城市

# 1 住居確保給付金（転居費用補助）とは

「同一の世帯に属する者の死亡」又は、本人若しくは同一の世帯に属する者の「離職」「休業」等により、世帯収入が大きく減少して経済的に困窮し、「住居を喪失している方」又は「住居を喪失するおそれのある方」に対し、家賃が安い住宅に転居することで家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助する制度です。

## 2 支給の要件

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が支給対象となります。

<input type="checkbox"/>	①	同一の世帯に属する者の死亡 又は 申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入額が著しく減少し、 <input type="checkbox"/> 住居を喪失している 又は <input type="checkbox"/> 住居を喪失するおそれがある
<input type="checkbox"/>	②	申請日の属する月は、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である
<input type="checkbox"/>	③	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している（収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象）
<input type="checkbox"/>	④	申請日の属する月における世帯収入額が、「収入基準額」以下である〔収入要件〕（2ページ参照）
<input type="checkbox"/>	⑤	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、「金融資産上限額」以下である〔資産要件〕（2ページ参照）
<input type="checkbox"/>	⑥	家計改善支援事業において、以下に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること ○転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。 ○転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
<input type="checkbox"/>	⑦	「地方自治体等が実施する類似の給付等」を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
<input type="checkbox"/>	⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

**【収入要件】**

申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下であること（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額（A）	市が定める家賃額（B）※	収入基準額（A+B）
1人	78,000円	32,000円	110,000円
2人	115,000円	38,000円	153,000円
3人	140,000円	41,000円	181,000円
4人	175,000円		216,000円
5人	209,000円		250,000円
6人	242,000円	45,000円	287,000円
7人	275,000円	49,000円	324,000円
8人	308,000円		357,000円
9人	337,000円		386,000円
10人	366,000円		415,000円

※居住住宅の家賃がこれ以下の場合、実際の家賃額が上限です。

**【資産要件】**

申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の金融資産（預貯金・現金）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	預貯金等の合計額
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

### 3 対象経費・支給方法・支給額

(1) 転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

対象となる経費	対象とならない経費
転居先への家財の運搬費用	敷金 ・
転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・	契約時に払う家賃 (前家賃) ・
ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・	家財や設備 (風呂釜、エアコン等) の購入
鍵交換費	

(2) 支給方法

住居確保給付金は、申請者が賃借する住所の貸主等が指定する銀行口座へ直接振り込みます。

(3) 支給額

転居に要する経費のうち、(1)の支給対象となる経費を支給します。

※実際に転居に要した費用が、支給額を下回った場合差額を返還していただきます。

※実際に転居に要した費用が、支給額を上回った場合、下記の支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内であれば、追加で支給できる場合があります。

支給額の上限

世帯数	支給額(上限額)
単身世帯	96,000円
2人世帯	114,000円
3~5人世帯	123,000円
6人世帯	135,000円
7人以上世帯	147,000円

## 4 住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定までの流れ

- (1) 相談・制度説明 南城市パーソナルサポートセンターにご相談ください。住居確保給付金(転居費用補助)について制度や要件等を説明します。
- (2) 南城市パーソナルサポートセンター家計改善支援にて、定期的に面談し、家計の見直しに取り組みます。見直しにより、転居による家計改善が見込まれる場合、負担できる家賃額を算出し、申請書一式をお渡しします。
- (3) 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請  
必要書類を添えて、南城市パーソナルサポートセンターに提出します。
  - ①申請者は、家計改善支援事業の示された家賃額を参考に新たな転居先を確保します。
  - ②入居する住居の確保・貸主等に申請書の写しを提示して、貸主等に「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。
  - ③住居確保給付金の審査・申告書及び必要な添付書類が一式揃ったら提出。南城市による審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）」を交付します。
  - ④入居する賃貸住居の貸主等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。この場合は、入居する住居の貸主等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。
  - ⑤住居確保給付金は、南城市から貸主等が指定する口座へ直接振り込まれます。
  - ⑥転居後の報告について、住宅入居日から7日以内に賃貸借契約書の写し、新住所が市外の場合は住民票の写しを提出してください。

## 5 住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

住居確保給付金の受給後、次の(1)～(3)すべてに該当する場合は再支給を受けることができます。

- (1) 受給者が転居費用補助の受給後に受給者と同一世帯に属する方の死亡又は受給者もしくは受給者と同一世帯に属する方の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少
- (2) 前回の支給が終了した月の翌月から1年を経過している
- (3) 住居確保給付金（転居費用補助）の支給要件に該当する

## 6 住居確保給付金の返還について

転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について徴収します。また、犯罪性のある不適正受給事案につきましては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対応します。

## 7 相談窓口 （※面談を含む相談全般は事前予約制です。）

### 【相談窓口】

南城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（南城市役所 社会福祉課）

### 【住所】

〒901-1495

南城市佐敷字新里1870番地

### 【連絡先】

TEL : 098-917-5334

FAX : 098-917-5427

### 【開所日】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

### 【受付時間】

午前9時～午後4時まで（午後0時～午後1時を除く）